

見積書兼請書

印紙 請負に関し 1万円以上 の場合のみ 使用	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団 理事長様			令和 年 月 日			
	本書記載のとおり見積り、受注のときは 記載のとおりお請けします。			住所	社名	代表者	㊟
納入場所			契約金額	¥	[うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額] 円		
納期	令和 年 月 日	見積金額		¥			
品名(業務内容)	規格	数量	単位	単価	金額	備考	
				円	円		

- 1 納入期限の翌日から起算して遅延日数1日につき契約金額に年2.9パーセントの割合を乗じて得た額とする。
- 2 支払条件 契約の支払は、検査完了後において支払請求書を提出した日から30日以内とする。振込みに係る手数料等は受注者の負担とする。
- 3 運賃その他 受注者負担とする。
- 4 契約解除に対する違約金 契約保証金を納付している場合を除き契約金額の100分の10に相当する金額とする。

見積書兼請書

印紙 請負に関し 1万円以上 の場合のみ 使用	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団 理事長様			令和 年 月 日			
	本書記載のとおり見積り、受注のときは 記載のとおりお請けします。			住所	社名	代表者	㊟
納入場所			契約金額	¥	[うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額] 円		
納期	令和 年 月 日	見積金額		¥			
品名(業務内容)	規格	数量	単位	単価	金額	備考	
				円	円		

- 1 納入期限の翌日から起算して遅延日数1日につき契約金額に年2.9パーセントの割合を乗じて得た額とする。
- 2 支払条件 契約の支払は、検査完了後において支払請求書を提出した日から30日以内とする。振込みに係る手数料等は受注者の負担とする。
- 3 運賃その他 受注者負担とする。
- 4 契約解除に対する違約金 契約保証金を納付している場合を除き契約金額の100分の10に相当する金額とする。